

土 総 第 786 号
令和 4 年 2 月 7 日

島根県建設産業団体連合会長 様

島根県土木部土木総務課長
(建設産業対策室)
島根県土木部技術管理課長

新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者等となった場合における
エッセンシャルワーカーとしての取扱い等について (通知)

平素より、本県行政、とりわけ土木行政に関しまして、ご理解とご協力をいただき、厚く
お礼申し上げます。

さて、県内でも新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念されているところですが、厚生
労働省等からの通知を受けて、別添(写)の通り、土木部の各地方機関等へ通知をして
おりますので、ご承知おき下さい。

なお、各事業者の皆様には、その他、特に下記の点にご留意ください。

記

1. 社会機能維持者(エッセンシャルワーカー)の定義 【抜粋】

- 企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者
・安全安心に必要な社会基盤(河川や道路等の公物管理、公共工事、
廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等)

2. オミクロン株の陽性患者の濃厚接触者としての待機期間等の扱い

- (1) 実際に該当者の待機期間を短縮するか否かの判断は、受注者にて行って
いただくこととなります。(あくまでも、できる規程です。)
- (2) 事案発生後、待機期間を短縮する場合は、管轄の保健所へご相談下さい。
(事案発生前での保健所への相談等は、業務過多となり、ご遠慮下さい。)
- (3) 感染状況の変化等により、待機日数等は変動することがありますので、ご承
知おき下さい。

3. 参考 (別添:関係文書)

本県健康福祉部感染症対策室からの依頼文書

併せて添付しています厚生労働省からの通知等については、感染状況
等により、随時変更されますので、最新版は同省の HP 等をご確認下さい。

感 号 外
令和4年1月27日

本庁各課（室）・センター長
企業局各課長
県議会事務局各課長
教育庁各課長
各委員会事務局長
各地方機関の長
病院局県立病院各課長
警察本部各課長

様

島根県健康福祉部感染症対策室長

新型コロナウイルス感染症の急拡大が確認された場合の対応について（依頼）

このことについて、別添のとおり厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から事務連絡がありました。

つきましては、本県においても B. 1. 1. 529 系統（以下「オミクロン株」という。）が流行している状況を踏まえ、下記のとおり対応することとしますので、関係者への周知をお願いします。

また、下記3の（4）により社会機能維持者として濃厚接触者の待機期間を短縮する場合は、当該濃厚接触者の所属する事業者から管轄保健所へ事前に相談するよう、併せて周知願います。

なお、保健所が感染者対応に専念できるよう、保健所への相談は事案発生時としていただくようご協力をお願いします。

おって、本県は自宅等の療養体制が整った自治体として、下記1及び2の対応を行う旨厚生労働省あて報告済みであることを申し添えます。

記

1 オミクロン株（疑いを含む）患者の療養先

別添「B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入院及び航空機内における濃厚接触者並びに公表等の取扱いについて」（令和3年11月30日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡、令和4年1月20日一部改正。以下「11月30日付け事務連絡」という。）のI. 1. において入院を行うこととしている患者について、デルタ株等と同様、症状に応じて、宿泊療養・自宅療養を可能とすること。

2 濃厚接触者の滞在先

11月30日付け事務連絡のI. 2. において宿泊施設に滞在することを求めているオミクロン株の患者等の濃厚接触者について、デルタ株等と同様、自宅等での滞在を可能とすること。

3 オミクロン株の流行状況に応じた対応

- (1) 新型コロナウイルス感染症の検査陽性者（無症状の場合を含む。）を、原則として、オミクロン株の患者であるものとして取り扱うこと。ただし、ゲノム解析の結果デルタ株であることが確定した者、L452R 変異株 PCR 検査が陽性である者及びデルタ株であると疑うに足りる正当な理由のある者については、この取扱いを行わないこと。
- (2) (1) によりオミクロン株の患者として取り扱われる検査陽性者の濃厚接触者の待機期間については、最終曝露日から 10 日間とすること。また、この濃厚接触者の健康観察期間も最終曝露日から 10 日間とすること。
- (3) 別添「新型コロナウイルス感染症の急拡大が確認された場合の対応について」（令和 4 年 1 月 5 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡、令和 4 年 1 月 19 日一部改正。以下「1 月 5 日付け事務連絡」という。）に基づき社会機能維持者として自治体が適当と認める事業は、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 3 年 11 月 19 日（令和 4 年 1 月 19 日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）の別添「事業の継続が求められる事業者」に掲げる全ての事業とすること。
- (4) (1) によりオミクロン株の患者として取り扱われる検査陽性者の濃厚接触者であって、社会機能維持者として当該濃厚接触者の所属する事業者が必要と認める者については、当該事業者に 1 月 5 日付け事務連絡で定める事項を遵守させた上で、管轄保健所での検査結果等の確認を経て 10 日を待たずに待機の解除ができること。この際、核酸検出検査又は抗原定量検査を用いる場合は最終曝露日から 6 日目の検査で、抗原定性検査を用いる場合は 6 日目及び 7 日目の検査で陰性が確認された時点で待機を解除し、併せて健康観察も終了すること。

4 本通知による対応の実施期間

令和 4 年 1 月 14 日から当面の間とする。

5 その他留意事項

- (1) ゲノム解析の結果デルタ株であることが確定した者及び L452R 変異株 PCR 検査が陽性である者の濃厚接触者並びにデルタ株であると疑うに足りる正当な理由のある濃厚接触者については、14 日間の待機を求める必要があること。
- (2) 本通知による対応の他、医療従事者である濃厚接触者については、別添「医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」（令和 3 年 8 月 13 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づく対応も併せて実施可能であること。

感染症対策第一グループ 担当 倉瀧 (電話：0852-22-6530)
--